

医療費の削減にご協力を

問合せ:住民ほけん課 国保年金担当 ☎ 991-1868

松伏町国民健康保険の一人当たりの医療費は年々増加しており、平成27年度は約33万円でした。被保険者一人ひとりが日頃から自身の体調を管理し、生活習慣を見直すことが医療費の削減につながりますので、ご協力をお願いします。

医療費が増加する理由として、次の3つが挙げられます。

- ①高齢社会の進行により、医者にかかる機会の多いお年寄りが増えたこと。
- ②医療技術の進歩により、治療費が高くなっていること。
- ③生活習慣病になる方が増えたことによって、高額な医療費が増えていること。



医療費を削減するために心がけたいこと

■かかりつけ医(ホームドクター)を持ちましょう

かかりつけ医とは、自分や家族の病歴などを把握しているお医者さんのことです。

■時間外・休日診療はなるべく避けましょう

急病などやむを得ない場合を除いては、診療時間内に受診しましょう。

■重複受診はやめましょう

同じ病気でいくつもの病院にかかる重複受診は、体への負担も大きく、お薬も重複して処方され、医療費もかさみます。

■ジェネリック医薬品を活用しましょう

ジェネリック医薬品(後発医薬品)は、先発医薬品と同等の成分・効能の薬です。先発医薬品に比べて安価なため、医療費の節約に役立ちます。

■健康診断を受けましょう

病気の早期発見・治療は医療費の節約につながります。定期的に健診を受けましょう。

■自己判断で治療をやめないようにしましょう

再度受診する場合、また初診料を支払わなければなりません。必ず医師の判断を仰ぎ、必要な治療を受けましょう。



障害基礎年金を受けている方へ

7月31日までに「受給権者所得状況届」をご提出ください

問合せ:住民ほけん課 国保年金担当 ☎ 991-1870

20歳前の傷病による障害基礎年金や遺族基礎年金を受給している方は、引き続き年金を受けられるかを確認するために、毎年7月に「受給権者所得状況届」を提出する必要があります。

該当する方には、6月下旬から7月上旬に日本年金機構から「受給権者所得状況届」の案内ハガキが送付されますので、必要事項を記入の上、7月末日までに住民ほけん課の窓口へ提出してください(郵送可)。

また、障がい状態の確認が必要な方には診断書の付いた「障害状態確認届・受給権者所得状況届」が送付されますので、医師の診断を受けてから7月中に提出してください。

■提出期限/7月31日(月)必着

※「受給権者所得状況届」を7月末日までに提出していただけない場合や所得の状況が確認できない方などは、年金の支払いが一時停止されることがありますのでご注意ください。